

令和8年鉾田市農業委員会6月定例総会議事録

日 時	令和8年6月25日（木）午後2時00分																																																																																		
場 所	鉾田市役所 2階 大会議室																																																																																		
出 欠 状 況	<table border="1"> <thead> <tr> <th>番 号</th><th>氏 名</th><th>出欠</th><th>番 号</th><th>氏 名</th><th>出欠</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1番</td><td>箕輪 秀克</td><td>出</td><td>13番</td><td>海老原康廣</td><td>出</td></tr> <tr><td>2番</td><td>伊藤美智男</td><td>出</td><td>14番</td><td>草野 克信</td><td>出</td></tr> <tr><td>3番</td><td>荒野 信寿</td><td>欠</td><td>15番</td><td>井川 栄</td><td>出</td></tr> <tr><td>4番</td><td>大貫 修一</td><td>出</td><td>16番</td><td>城田 俊男</td><td>出</td></tr> <tr><td>5番</td><td>村上 勝信</td><td>出</td><td>17番</td><td>本沢 千代</td><td>出</td></tr> <tr><td>6番</td><td>飯岡 政一</td><td>出</td><td>18番</td><td>永井 司</td><td>出</td></tr> <tr><td>7番</td><td>菅谷 卓司</td><td>出</td><td>19番</td><td>齊藤 新一</td><td>出</td></tr> <tr><td>8番</td><td>関根 薫</td><td>出</td><td>20番</td><td>長峰 克巳</td><td>出</td></tr> <tr><td>9番</td><td>箕輪美代子</td><td>出</td><td>21番</td><td>梶間 幸一</td><td>出</td></tr> <tr><td>10番</td><td>山口 陽一</td><td>出</td><td>22番</td><td>菅谷 美尚</td><td>出</td></tr> <tr><td>11番</td><td>石田 一博</td><td>出</td><td>23番</td><td>山口 正重</td><td>出</td></tr> <tr><td>12番</td><td>菅谷 幸子</td><td>出</td><td>24番</td><td>小室 満</td><td>出</td></tr> </tbody> </table>					番 号	氏 名	出欠	番 号	氏 名	出欠	1番	箕輪 秀克	出	13番	海老原康廣	出	2番	伊藤美智男	出	14番	草野 克信	出	3番	荒野 信寿	欠	15番	井川 栄	出	4番	大貫 修一	出	16番	城田 俊男	出	5番	村上 勝信	出	17番	本沢 千代	出	6番	飯岡 政一	出	18番	永井 司	出	7番	菅谷 卓司	出	19番	齊藤 新一	出	8番	関根 薫	出	20番	長峰 克巳	出	9番	箕輪美代子	出	21番	梶間 幸一	出	10番	山口 陽一	出	22番	菅谷 美尚	出	11番	石田 一博	出	23番	山口 正重	出	12番	菅谷 幸子	出	24番	小室 満	出
番 号	氏 名	出欠	番 号	氏 名	出欠																																																																														
1番	箕輪 秀克	出	13番	海老原康廣	出																																																																														
2番	伊藤美智男	出	14番	草野 克信	出																																																																														
3番	荒野 信寿	欠	15番	井川 栄	出																																																																														
4番	大貫 修一	出	16番	城田 俊男	出																																																																														
5番	村上 勝信	出	17番	本沢 千代	出																																																																														
6番	飯岡 政一	出	18番	永井 司	出																																																																														
7番	菅谷 卓司	出	19番	齊藤 新一	出																																																																														
8番	関根 薫	出	20番	長峰 克巳	出																																																																														
9番	箕輪美代子	出	21番	梶間 幸一	出																																																																														
10番	山口 陽一	出	22番	菅谷 美尚	出																																																																														
11番	石田 一博	出	23番	山口 正重	出																																																																														
12番	菅谷 幸子	出	24番	小室 満	出																																																																														
事 務 局	花塚局長 日下部局長補佐兼係長 三島係長 田口主事																																																																																		
議 長	6番 飯岡政一（会長）																																																																																		
議事録署名人	9番 箕輪 美代子 10番 山口 陽一																																																																																		
書 記	日下部局長補佐兼係長																																																																																		
議 題	議案第 1 号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について 議案第 2 号 農地法第4条の規定による転用許可について 議案第 3 号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について 議案第 4 号 現況証明書の交付について 議案第 5 号 農地改良協議に対する同意について 議案第 6 号 農地法第3条の買受適格証明書の発行及び公売落札後の許可について 議案第 7 号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について																																																																																		

	議案第 8 号 令和9年度国・県・市町村農業施策に関する要望 について 議案第 9 号 「全国農業新聞」普及推進に関する申し合わせ決 議（案）について 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知につい て 報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地等の 権利移動届出について 報告第 3 号 農地等の現況に係る照会に対する回答について そ の 他 （開 会） 事務局長 定刻前ではございますが、おそろいになりましたので、ただいま から令和8年鉾田市農業委員会6月定例総会を開会いたします。 開会に先立ちまして、飯岡会長からご挨拶をお願いいたします。 会 長 どうも皆さん、こんにち。台風がこっちのほうに向かってきて、 2つが合体するのかなと思ったら、合体しないで、若干後のやつが 少し遅れてくるようで、これから農作物に影響がなければいいので すけれども、こういったあんばいだが、ちょっと今のところまだ予 想がつかないということで、27日あたりが山場となっているよう な、そういう天気予報の状況でございます。 それと、世界情勢はトランプとイランが合意したということで、 若干内容はまだ食い違っている点はあると思いますけれども、やは りホルムズ海峡が開放されて、あそこにたまっていた船が海峡を通 過して出たということで、ある程度は若干燃料のほうも供給不足が 幾らかでも少なくなるのではないかなと思っております。 それと、今週北浦で毎年開催している利水治水事業組合の集まり があって、私と局長と、あと鉾田市からは市長と議長と教育長と北 浦、霞ヶ浦に面している各市町村のそういう方がご出席されて、会 長が額賀福志郎衆議院議員という形で、あと県会議員の長谷川重幸 茨城県議会議員が来てくれました。その中で、やはり利水治水を守 るということで、那珂川から霞ヶ浦までの導水というのか、水を流 すような導水管を今3分の2以上ある程度できているような、そう いう説明がございました。
--	--

[illegible]

議 長	次に、会議録署名人の選任でございますが、議長において指名することで、ご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、会議録署名人に、9番 箕輪美代子 委員、10番 山口陽一 委員の両名をご指名いたします。
議 長	なお、本日の会議書記には、事務局職員の日下部局長補佐をご指名いたします。 3番、荒野信寿委員から、入院のため欠席する旨の届出がございましたので、報告いたします。
議 長	これより議事に入ります。
	(議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について)
議 長	議案第1号 「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。
議 長	番号1番から番号10番を一括して上程いたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	番号1番から番号10番まで、ご説明いたします。申請件数につきましては10件、地目、全て畑18筆、面積は3万7,312平方メートルでございます。契約内容につきましては、売買8件、贈与2件となっております。いずれの案件につきましても、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。詳細につきましては、農地法第3条審査表をご覧くださいと存じます。 以上でございます。
議 長	それでは、番号1番について地元委員の説明を求めます。

本沢千代委員	17番, 本沢です。申請番号1番についてご説明いたします。なお, この案件は3番, 荒野委員の案件のため, 荒野委員に代わってご説明いたします。 譲受人, ■■■さんと譲渡人, ■■■さんは■■■の間柄でございます。このたび, ■■■さんの農業経営安定化を図るため, ■■■が円満にまとまったということでございます。■■■さんは, サツマイモ, ジャガイモなどを中心とした農家であり, 経営面積は72アールと農業機械が耕運機1台と軽トラック1台を所有し, 譲渡人である■■■さんとともに農業を行っております。以上のような理由から, 譲受人, ■■■さんは農作業に■■■の仕事しながら常時年間150日以上従事しており, 取得後も耕作の事業を行うと認められます。地域との調和要件においても支障はないと考えられます。つきましては, 農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われますので, よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長	続きまして, 番号2番, 番号3番について地元委員の説明を求めます。
山口正重委員	23番, 山口です。申請番号2番についてご説明いたします。 譲受人, ■■■さんと譲渡人, ■■■さんとこのたび売買契約が円満にまとまったということでございます。■■■さんは, 以前に隣接している土地を購入しており, 農業規模拡大のため申請地を購入したいということでございます。問題のない案件だと思われますので, よろしく審議のほどお願いします。 続いて, 申請番号3番についてご説明いたします。譲受人, ■■■さんと譲渡人, ■■■さんは■■■の間柄でございます。このたび■■■さんの経営規模拡大のため, 円満に売買契約がまとまったということでございます。■■■さんは, ■■■ながら, 自分でもサツマイモ, ジャガイモ, 大根, ラッキョウなどを作っており, 申請地にサツマイモを作りたいということでございます。取得後も耕作の事業を行うと認められますので, 問題のない案件だと思われますので, よろしくご審議のほどお願いします。
議長	続きまして, 番号4番, 番号5番について地元委員の説明を求めます。
菅谷美尚委員	22番, 菅谷です。4番について説明いたします。 譲受人, ■■■さんと譲渡人, ■■■さんは■■■の間柄です。

	■■■さんの農地を借りてサツマイモを作付けしていた■■■さんとの間で売買の話が円満にまとまったそうです。■■■さんは、サツマイモを中心に農業をしている専業農家さんです。取得した農地でサツマイモを作付けするとのこと。問題のない案件と思われますので、よろしくご審議お願いいたします。 続きまして、5番についてご説明いたします。譲受人、■■■さんと譲渡人、■■■さんは■■■の間柄です。■■■さんは■■■に隣接した■■■の農地を■■■してもらい、家庭菜園をしたいとのことで、新たに就農したいとのことでした。問題のない案件と思いますので、よろしくご審議お願いいたします。
議長 箕輪秀克委員	続きまして、番号6番について地元委員の説明を求めます。 1番、箕輪です。6番について説明いたします。 譲受人、■■■さんと譲渡人、■■■さんは■■■の間柄でございます。このたび■■■さんの経営規模拡大のため売買契約が円満にまとまったということです。■■■さんは、■■■であり、現在は野菜などを栽培しており、規模拡大したいとのことです。以上のような理由から、年間150日以上従事しており、取得後も耕作を行うと認められ、地域との調和要件においても支障はないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長 関根薫委員	続きまして、番号7番、番号8番について地元委員の説明を求めます。 8番、関根です。7番について説明いたします。 譲受人、■■■さんと譲渡人、■■■さんの畑は、隣を■■■さんが借地しており、サツマイモに取り組んでおりました。今回、譲渡人の■■■さんは、その以前から■■■に■■■、■■■をお願いしてまいりました。今回、■■■さんにも買ってほしいという話で了解してもらい、売買が円満にまとまったようです。■■■さんは、サツマイモ、ジャガイモ、パプリカなどを栽培しております。研修生も現在1名、家族を含めて4名で農業経営に取り組んでおります。以上のことから、農地法3条2項の権利移動に係る許可要件においても、300日以上農業に従事しており、問題ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。 8番について説明いたします。譲受人、■■■さんと譲渡人、■■■さんは、■■■さんの紹介によって土地を売買に至りました。

	た。今回、■■■■■さんも、それ以前から■■■■■にあるところも■■■■■を含めた■■■■■も既にも買って、ホウレンソウ、コマツナなどを栽培しております。■■■■■さんは、■■■■■の仕事というのは■■■■■をしております。■■■■■さんのほうがサツマイモ1本に絞ってやっているようでございます。以上のことから、農地法3条2項の権利移動に係る許可要件についても、200日以上農業に従事しており、問題ないと思われませんが、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	続きまして、番号9番について地元委員の説明を求めます。
石田一博委員	11番、石田です。番号9番について説明いたします。 譲受人、■■■■■さんが、■■■■■の売買の案件となります。■■■■■さんは、ミニトマト、コマツナなどを中心とした農家であり、経営面積も約2.5ヘクタールあり、■■■■■さんと■■■■■さんの■■■■■、特定技能実習生3名、合計5名で熱心に取り組んでおります。以上の理由から、譲受人は農作業に常時300日以上従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、地域との調和要件においても支障はないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われしますので、よろしくご審議のほどお願いします。
議長	続きまして、番号10番について地元委員の説明を求めます。
梶間幸一委員	21番、梶間です。10番についてご説明いたします。 譲受人、■■■■■さんと譲渡人、■■■■■さんは■■■■■の関係です。申請地は、以前から■■■■■さんが借りて作付をしていましたが、■■■■■さんのほうから農業をやらないので、買ってほしいということで売買契約が円満にまとまったということです。許可要件について問題ないと思われしますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長	それでは、番号1番から番号10番について質疑に入ります。質疑を許します。どうぞ。
大貫修一委員	■■■■■さんは■■■■■なので、■■■■■さんが■■■■■をしているということなのですけれども、これ何人くらいで農作業をしているのですか。
関根薫委員	4人でっております。■■■■■

議 長 箕輪美代子委員	53平方メートル。申請人、[REDACTED]、[REDACTED]。転用施設、駐車場・車庫、46.20平方メートル。事由、[REDACTED]と[REDACTED]ことになり、現在の敷地では手狭なため、隣接する申請地に新たな駐車場を整備したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。 それでは、現況調査員の調査報告を求めます。なお、地元委員も兼ねておりますので、続けてお願いをいたします。
議 長	9番、箕輪です。1番について報告いたします。 去る6月15日、8番、関根委員、10番、山口委員と私と事務局で現地調査を行いました。場所は、地図1ページの左に位置します。申請地は、集団的に存在する農地の地域にあるが、集落に接続して設置される周辺住民に必要な施設として例外的に許可できるとし、農地区分は第1種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、報告いたします。 続いて、地元委員として報告いたします。場所は、地図1ページの左側になりますが、[REDACTED]から[REDACTED]に行く[REDACTED]、[REDACTED]から約1.3キロ、[REDACTED]の方面に向かっていったところの[REDACTED]に折れてすぐのところになります。この地図を見ても分かりますように、住宅が[REDACTED]、現在は家の空いているところに車を止めている状態です。この[REDACTED]と[REDACTED]に当たり、ちょっと手狭なために奥にある敷地を駐車場として利用したいということであります。問題ないかと思しますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議 長	それでは、番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号1番を申請どおり許可と決定することでご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可と決定をいたし

議 長 事 務 局	ます。 続きまして、番号2番を上程いたします。事務局に説明させます。 番号2番、申請地、[REDACTED]、地目、畑、面積318平方メートル。申請人、[REDACTED]、[REDACTED]。転用施設、農業用倉庫・農業用物置、74.55平方メートル。事由、農地法の許可を得ずに、農業用倉庫及び物置を整備して利用していたため、是正したい。なお、この案件につきましては、既に使用されているため、始末書が添付されております。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議 長 箕輪美代子委員	それでは、現況調査員の調査報告を求めます。 9番、箕輪です。2番について報告いたします。 場所は、地図1ページの右側に位置します。詳細につきましては、地元委員さんお願いいたします。申請地は、住宅と山林に囲まれた地域にある集団性の低い農地であるということで、第2種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、報告いたします。
議 長 草野克信委員	それでは、地元委員の説明を求めます。 14番、草野です。2番について説明いたします。 現地調査員の皆様、ご苦労さまでした。場所は、地図1ページの右側です。中央の道路、[REDACTED]を[REDACTED]して[REDACTED]先30メートル先、[REDACTED]に入り[REDACTED]側の位置になります。[REDACTED]さんは、[REDACTED]が[REDACTED]くらい前に建てた農業用倉庫と物置が地目、畑になっていることを[REDACTED]が[REDACTED]に[REDACTED]をしたときに初めて知って、今回是正の申請をして、宅地といたします。農地法の許可を得ずに使用していたため、始末書添付です。問題がない案件ですので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	それでは、番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)

議	長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号2番を申請どおり許可と決定することで、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。番号2番を申請どおり許可と決定をいたします。 (議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について)
議	長	続きまして、議案第3号「農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について」を議題といたします。
議	長	番号1番を上程いたします。事務局により説明をさせます。
事	務	番号1番、権利、使用貸借。申請地、XXXXXXXXXX、地目、畑、面積、499平方メートル。使用借人、XXXXXXXXXX、XXXXXX。使用貸人、XXXXXXXXXX、XXXXXX。転用施設、自己住宅、121.31平方メートル。事由、現在、XXXXXXとXXXXXXしておりますが、手狭なため申請地を借り受けて自己住宅を建築したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議	長	それでは、現況調査員の調査報告を求めます。
山口陽一委員		10番、山口です。1番について報告いたします。 場所については、地図2ページの左側の位置になります。詳細については、地元委員さん、お願いいたします。申請地は、集団的に存在する農地の地域にあるが、集落に接続して設置される自己住宅として例外的に許可できる。農地区分は第1種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断し、転用目的、位置環境、実現の確

議 長	実性、計画的面積等、いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、報告いたします。一緒に行った方は、箕輪委員と関根委員です。
菅谷幸子委員	それでは、地元委員の説明を求めます。 12番、菅谷です。現地調査員の皆様、ご苦労さまでした。地図は、2ページの左側になります。場所は、[]を[]に向かいまして、[]より入りまして[]のところを[]に曲がり、400メートルぐらい行ったところの[]の[]側のところで、分かりやすいところになっております。譲渡人、[]さんと譲受人、[]さんとは[]の間柄です。現在[]と[]しておりますが、手狭なため申請して、申請地を借り受けて自己住宅を建築したいとこのことです。問題のない案件と思われるので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議 長	それでは、番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決のほうをいたします。 番号1番を申請どおり許可と決定することで、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可と決定をいたします。
議 長 事 務 局	続きまして、番号2番を上程いたします。事務局に説明させます。 番号2番、権利、使用貸借、申請地、[]、地目、畑、面積58平方メートル。使用借人、[]、[]。使用貸人、[]、[]。転用施設、自己住宅、45.54平方メートル。事由、[]として[]で就農することになったため、申請地を借り受けて自己住宅を建築したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。

議 長	それでは、現況調査員の調査報告を求めます。
関根薫委員	8番、関根です。2番についてご報告いたします。 場所については、地図2ページ、右側中央の位置になります。詳細につきましては、地元委員さんお願いいたします。申請地は、意見書のとおり、位置環境、農地区分は第1種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等もいずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。
議 長	それでは、地元委員の説明を求めます。
海老原康廣委員	13番、海老原です。番号2番についてご説明いたします。 現地調査員の皆様、どうもご苦労さまでした。ただいま現地調査員さんのご報告のとおりでございます。場所は、地図2ページ右側です。[]より[]側、[]の近くに位置します。[]さんと[]さんは[]の関係でございます。このたび[]として[]で就農することになったため、申請地を借り受けて自己住宅を建築したいとのことです。何ら問題ないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いします。
議 長	それでは、番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これよりを採決いたします。 番号2番を申請どおり許可と決定することで、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号2番を申請どおり許可と決定をいたします。
議 長	続きまして、番号3番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号3番、権利、使用貸借。申請地、[]、地目、畑、面積494平方メートル。使用借人、[]

	■■■■■，■■■■■。使用貸人，■■■■■，■■■■■。転用施設，自己住宅，129.59平方メートル。事由，現在，■■■■■に住んでおりますが，手狭なため申請地を借り受けて自己住宅を建築したい。詳細につきましては，現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議長 山口陽一委員	それでは，現況調査員の調査報告を求めます。 10番，山口です。3番について報告いたします。 15日，箕輪委員，関根委員と行ってまいりました。場所については，地図3ページの左側の位置になります。詳細につきましては，地元委員さんお願いいたします。集団的に存在する農地の地域にあるが，集落に接続して設置される自己住宅として例外的に許可できる。農地区分は第1種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して，適用目的，位置環境，実現の確実性，計画的面積等いずれも適と認め，3人の総合意見として可と判断しましたので，報告いたします。
議長 大貫修一委員	それでは，地元委員の説明を求めます。 4番，大貫です。3番についてご説明いたします。 まずは，現地調査員の方々，どうもご苦労さまでございました。地図は，3ページの左側になります。皆さんもご存じのとおり，■■■■■の手前に■■■■■が■■■■■側にありますが，その■■■■■の■■■■■側の道を■■■■■に向かって100メートルくらい行ったところですよ。ここの集落は一般的に■■■■■なのですけども，■■■■■と呼ばれています。■■■■■です。今現在この地には■■■■■が建っております。コマツナを作付けしているそうですが，この■■■■■して，■■■■■さんが住宅を建てる予定であるそうです。譲受人，■■■■■さんと譲渡人，■■■■■さんは■■■■■と■■■■■との関係です。このたび■■■■■さんの自己住宅建設とのことで契約が円満にまとまったとのことです。■■■■■さんは，■■■■■さんと■■■■■2人との4人で農家をしておりますが，現在■■■■■であります。■■■■■■■■■■■■■■■というのがあり，■■■■■でもそうなのですけども，そういうことでよろしくご審議ください。ありがとうございました。
議長	それでは，番号3番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)

議 長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号3番を申請どおり許可と決定することで、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号3番を申請どおり許可と決定をいたします。
議 長	続きまして、番号4番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号4番、権利、売買。申請地、[REDACTED]、地目、畑、面積527平方メートル。譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]。譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]。転用施設、駐車場、527平方メートル。事由、[REDACTED]を営んでおりますが、現在利用している駐車場が手狭なため、申請地を譲り受けて新たな駐車場を整備したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議 長 山口陽一委員	現況調査員の調査報告を求めます。 10番、山口です。4番について報告いたします。 去る15日、箕輪委員、関根委員と行ってまいりました。場所については、地図3ページの右側になります。詳細につきましては、地元委員さんお願いいたします。住宅と雑種地に囲まれた、集落にある集団性の低い農地であり、農地区分は第2種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して、使用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、報告いたします。
議 長 菅谷卓司委員	それでは、地元委員の説明を求めます。 7番、菅谷です。現地調査員の皆様、大変お疲れさまでした。申請番号4番につきましてご説明いたします。 申請地は、地図3ページの右側でございます。場所は、[REDACTED]、[REDACTED]沿いの[REDACTED]から約100メートル[REDACTED]側の[REDACTED]に接した場所でございます。このたび地元で

		■■■■■を営む譲受人、■■■■■の■■■■■さんが現在の■■■■■が手狭になっているということで、譲渡人■■■■■さん、■■■■■さんの所有の当該申請地に、新たに駐車場を取得して整備したいというような申出でございます。問題ない案件と思われますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議	長	それでは、番号4番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号4番を申請どおり許可と決定することで、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。番号4番を申請どおり許可と決定をいたします。
議	長	続きまして、番号5番を上程いたします。事務局に説明させます。
事	務	番号5番、権利、売買。申請地、■■■■■，地目、畑，面積970平方メートル。譲受人、■■■■■，■■■■■。譲渡人、■■■■■，■■■■■。転用施設、太陽光発電設備，970平方メートル。事由、申請地を譲り受けて太陽光発電設備を設置したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議	長	それでは、現地調査員の調査報告を求めます。
箕輪美代子委員		9番、箕輪です。5番について報告いたします。 場所は、地図4ページの左に位置します。申請地は、住宅と山林に囲まれた地域にある集団性の低い農地であるため、第2種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、報告いたします。

議 長	それでは、地元委員の説明を求めます。
草野克信委員	14番、草野です。5番について説明いたします。 現地調査員の皆さん、ご苦労さまでした。場所は、地図4ページの左側です。地図中央の■■■■■を■■■して■■■に入り、■■■との■■■を経て300メートル先を■■■折して、また50メートル先の■■■側になります。譲受人、■■■■■と譲渡人、■■■■■さんは、■■■■■の紹介で今回売買がまとまりました。■■■■■は■■■■■設立し、現在までに■■■■■を持っていて、■■■■■を主に設置しているそうです。■■■■■に基づく住民説明にも対応しております。問題のない案件ですので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	それでは、番号5番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決のほうをいたします。 番号5番を申請どおり許可と決定することで、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号5番を申請どおり許可と決定をいたします。
議 長	続きまして、番号6番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号6番、権利、売買。申請地、■■■■■，地目、畑，面積1，027平方メートル。譲受人、■■■■■，■■■■■，■■■■■。譲渡人，■■■■■，■■■■■。転用施設，資材置場，1，027平方メートル。事由，■■■■■を営んでおりますが、現在使用している資材置場が手狭なため、申請地に新たな資材置場を整備し、作業の効率化を図りたい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。

	地目、畑、面積156平方メートル。■■■■■，地目、畑、面積418平方メートル、合計574平方メートル。使用借人、■■■■■，■■■■■。使用貸人、■■■■■，■■■■■。転用施設、自己住宅・進入路、85.29平方メートル。事由、■■■■■に伴い手狭なため、■■■■■の近くにある申請地を借り受けて自己住宅を建築したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議長 箕輪美代子委員	現況調査員の調査報告を求めます。 9番、箕輪です。7番について報告いたします。 場所は、地図5ページの左に位置します。詳細につきましては、地元委員さんお願いいたします。申請地は、住宅と山林に囲まれた地域にある集団性の低い農地であるため、農地区分は第2種農地と判断いたしました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、報告いたします。
議長 草野克信委員	それでは、地元委員の説明を求めます。 14番、草野です。7番について説明いたします。 現地調査員の皆様、ご苦労さまでした。場所は、地図5ページの左側です。■■■■■で説明いたしました■■■■■の畑になります。譲受人、■■■■■さんと譲渡人、■■■■■さんは■■■■■です。今回■■■■■さんの■■■■■に伴い、現在の住まいが手狭なため、■■■■■近くにある申請地を借り受けて自己住宅を建築したいとのことです。道路からの進入路と住宅用地を加えた面積となります。問題のない案件ですので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	それでは、番号7番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号7番を申請どおり許可と決定することで、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)

議 長	異議なしと認めます。番号7番を申請どおり許可と決定をいたします。
	(議案第4号 現況証明書の交付について)
議 長	続きまして、議案第4号 「現況証明書の交付について」を議題といたします。
議 長	番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号1番、届出地、[REDACTED]。台帳地目、畑、面積593平方メートル。申請人、[REDACTED]、[REDACTED]。変更年月日、昭和50年1月3日以前、確認年月日、令和8年6月16日。非農地証明となります。 以上でございます。
議 長	それでは、現況調査員の調査報告を求めます。
関根薫委員	8番、関根です。1番について報告いたします。 場所については、地図右側5ページの中央に当たります。現地を確認したところ、現在山林という状況ではありました。平成18年から既に非農地であり、現況は山林[REDACTED]でした。3人の総合意見として、非農地証明の交付は可と判断しましたので、ご報告いたします。既にもう地元委員としてこの場所は[REDACTED]から[REDACTED]から500メートルくらい進んだところを[REDACTED]に[REDACTED]を目の前にして600メートルくらい行ったほぼ行き止まりのところに存在しておりました。私が見る限り、木の直径も20センチ程度ですか、誰が見ても山林ということで判断しましたので、ご報告いたします。
議 長	それでは、番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。

議 長	番号1番を申請どおり現況証明書を交付することで、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認めます。番号1番を申請どおり現況証明書を交付することに、決定をいたします。
	(議案第5号 農地改良協議に対する同意について)
議 長	続きまして、議案第5号「農地改良協議に対する同意について」を議題といたします。
議 長	番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号1番、届出地、XXXXXXXXXX、畑、2、500平方メートル。XXXXXXXXXX、畑、350平方メートル、合計2、850平方メートル。申請人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX。事由、高低差解消、期間は令和8年12月31日までとなっております。 以上でございます。
議 長 箕輪美代子委員	現況調査員の調査報告を求めます。 9番、箕輪です。1番について報告いたします。 場所は、地図6ページの左に位置します。申請地は、この地図を見てもらうとよくは分からないかもしれませんが、道路からずっと入っていくのですけれども、XXXXXXの道路から入って行って、下にずっと下がって行って、そこが一番低く、実際行ったときは沼ってしまって、全員で車を押した状態なのですけれども、そういうところで、隣はずっとXXXXXXが建っているのです。その同じ位置にするのには相当土を入れないと難しいかなと思うのですけれども、非常に高低差のある地域でハウレンソウを作りたいということだったので、相当土を入れないと難しいかなと思います。

議 長	農地改良制度の要件から判断して、農地改良の目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等いずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断いたしましたので、ご報告いたします。
草野克信委員	続きまして、地元委員の説明を求めます。 14番、草野です。1番について説明いたします。現地調査員の皆様、ご苦労さまでした。報告とおりでございます。 場所は、地図6ページの左側です。■■■■■を■■■■■して、■■■■■を■■■■■して約3キロメートルの■■■■■側の地点です。これは、ちょうど搬入路と書いてあるところです。■■■■■さんは、葉物野菜、加工トマトを中心とした専業農家で、■■■■■後継者として頑張っています。申請地は、隣接する畑より約1メートルくらい低く、利用価値がないため、土を入れて高低差解消を図り、ハウスを建て、ハウレンソウを栽培するそうです。なお、土は■■■■■の■■■■■による土を使うそうです。進入路は、入り口が幅5メートル、長さ50メートルほどが畑なので、この面積を加えた申請となります。現在荒れた畑なので、今回の農地改良で優良農地に変わります。問題のない案件ですので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議 長	それでは、番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号1番を協議とおり同意することで、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め、番号1番を協議とおり同意することに決定をいたします。
議 事 務 局	続きまして、番号2番を上程いたします。事務局に説明させます。 番号2番、届出地、■■■■■，田，60平方メートル。申請人、■■■■■，■■■■■。事由、湿田解消、期間は令和8年7月31日までとなっております。 以上でございます。

議 長	現況調査員の調査報告を求めます。
関根薫委員	8番、関根です。2番について報告いたします。 場所については、地図6ページ、右側の位置になります。申請地は水田であり、湿田解消するための行為であり、農地改良の要件から判断して、農地改良の目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等のいずれも適と認め、3人の総合意見として可と判断しましたので、ご報告いたします。
議 長	それでは、地元委員の説明を求めます。
井川栄委員	15番、井川です。2番について説明いたします。 現地調査員の皆さん、大変ご苦労さまでした。地図の6ページの右側になります。場所は、 の敷地から を 方面に向かって200メートル弱のところに 側に があります。その の先を 折をいたしまして150メートルぐらいのところに があります。その が申請地になります。申請地は湿田ということで、湿田解消のために の山砂を入れて、完了後、水稻を耕作したいということでございます。 さんはメロン農家とサツマイモの栽培を行っている農家であります。よろしくご審議のほどお願いします。
議 長	それでは、番号2番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 番号2番を協議どおり同意することで、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め、番号2番を協議どおり同意することに決定をいたします。 (議案第6号 農地法第3条の買受適格証明書

		の発行及び公売落札後の許可について)
議	長	続きますて、議案第6号 「農地法第3条の買受適格証明書の発行及び公売落札後の許可について」を議題といたします。
議	長	番号1番を上程いたします。事務局に説明を求めます。
事	務	番号1番、土地の表示、 [REDACTED] 、畑、1,907平方メートル。願出人、 [REDACTED] 、 [REDACTED] 。公売の案件になりまして、入札日・開札日ともに、令和8年7月30日となっております。
		以上でございます。
議	長	番号1番について地元委員の説明を求めます。
本	沢	17番、本沢です。申請番号1番について、荒野委員に代わってご説明いたします。
千	代	[REDACTED] さんは、主に水稻、大根、ホウレンソウなどを耕作しており、経営面積は約1.8ヘクタールありまして、熱心に取り組んでおります。農機具の保有状況は、トラクター2台、耕運機1台、田植機1台を所有しております。つきましては、7月30日執行の銚田市不動産公売に参加するため、買受適格証明書の交付について問題ないものと思われますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議	長	それでは、番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。
		(質疑なしの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。
		これより採決をいたします。
		番号1番を申請どおり買受適格証明書を発行することとし、なお落札の際には農地法第3条の許可書を発行することに、ご異議ございませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議ないものと認め、番号1番について申請どおり買受適格証明

		書を発行することとし、なお、落札の際には農地法第3条の許可書を発行することにいたします。 (議案第7号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について)
議	長	続きまして、議案第7号「農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について」を議題といたします。
議	長	事務局の説明を求めます。
事	務	農用地利用集積等促進計画(案)について、意見を求められてございます。申請件数につきましては30件、筆数は76筆で、合計面積は20万1,355平方メートルとなっています。意見書の内容につきましては、記載のとおりとなっております。 令和8年6月25日、銚田市農業委員会会長、飯岡政一。 以上でございます。
議	長	それでは、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、 番、 の退席を求めます。 (番 退席 午後2時59分)
議	長	これより質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 採決をいたします。 議案第7号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定については、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議ないものと認め、原案どおり決定をいたします。

議 長	■番、■の入場を認めます。 (■番 ■入場 午後3時00分) (議案第8号 令和9年度国・県・市町村農業施策に関する要望について)
議 長	それでは、議案第8号 「令和9年度国・県・市町村農業施策に関する要望について」を議題といたします。
議 長	事務局の説明を求めます。
事 務 局	議案第8号についてご説明いたします。 この件につきましては、農地法第38条第1項に基づき、「農業委員会は、その所掌事務の遂行を通じて得られた知見に基づき、農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務をより効率的かつ効果的に実施するため必要があると認めるときは、農地等の利用の最適化の推進に関する施策を企画立案し、又は実施する関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならない」とされております。 そのため、茨城県農業会議から意見の集約の依頼があり、先月の定例総会や農地利用最適化推進委員会にて、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様へ、6月10日までに意見・要望書の提出をお願いしたところ、農業委員4名、農地利用最適化推進委員2名からの意見書の提出をいただきました。■ ■今回提出いただいた意見を踏まえまして、農政部会において検討、集約後、農業会議へ報告及び市への要望をしたいと考えております。 つきましては、鉾田市農業委員会会議規則第27条第1項によりまして、意見集約を農政部会へ付託していただきたく、よろしくお願いいたします。 以上でございます。

議	長	これより質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 議案第8号 令和9年度国・県・市町村農業施策に関する要望について、農政部会に取りまとめを付託することに、ご異議ございませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議ないものと認め、農政部会において取りまとめをした意見を、茨城県農業会議へ報告することにいたします。 (議案第9号 全国農業新聞普及推進に関する申し合わせ決議(案)について)
議	長	続きまして、議案第9号「全国農業新聞普及推進に関する申し合わせ決議(案)について」を議題といたします。
議	長	事務局の説明を求めます。
事	務	局 全国農業新聞についてですが、現在各農業委員におかれましてもご購読をいただいているところですが、今後のさらなる購読数の増加を目指して取り組んでいくため、茨城県農業会議より農業委員、推進委員による普及推進に関する申し合わせ決議について、総会で採択する取組が求められておりますので、議案に上程いたしました。 この全国農業新聞の普及推進については、農業委員会の重要な業務の一つとして位置づけられており、掲載内容についても各地の先進事例や身近な情報等も掲載されておりますので、農業経営に役立つ情報もあると思われます。ですので、お知り合い等で興味のある方などいらっしゃいましたら、ぜひお勧めいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

		それでは、全国農業新聞普及推進に関する申し合わせ決議（案）について、読み上げます。 「全国農業新聞」普及推進に関する申し合わせ決議。 農業委員会の最重点事項として位置づけられている「農地利用の最適化」の推進にあたっては、農業委員会の情報提供活動が必要不可欠であることから、農業委員会組織が行う「農地利用の最適化を実現するための全国農業新聞普及推進3カ年運動」に呼応し、農業委員会関係者が一丸となって全国農業新聞を活用した情報提供に取り組むため、本総会において下記の3点の取り組みを強力に進めることを申し合わせ決議する。 1. 農業者や農村現場への農政情報及び農業委員会活動の普及、浸透と、地域の情報発信をするため、全国農業新聞を活用した情報提供活動を行う。 2. 農業委員・農地利用最適化推進委員1人当たり毎年1部以上の新規購読者の確保を目標に普及推進を行う。 3. 令和8年11月18日までに購読部数81部の達成を目指す。 令和8年6月25日、銚田市農業委員会。 以上でございます。
議	長	これより質疑に入ります。質疑を許します。 （質疑なしの声あり）
議	長	質疑なしと認めます。 これより採決をいたします。 議案第9号 全国農業新聞普及推進に関する申し合わせ決議（案）については、原案どおり決定することで、ご異議ございませんか。 （異議なしの声あり）
議	長	異議ないものと認め、原案どおり決定をいたします。 （報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について）

議 長	続きまして、報告第1号 「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。
事 務 局	4件の届出がございました。7筆で、面積は5, 142平方メートル。合意解約となっています。 以上でございます。
(報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について)	
議 長	続きまして、報告第2号 「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。
事 務 局	8件の届出がございました。71筆で、面積は12万4, 714.61平方メートルでございます。内容は、相続による所有権移転となっております。 以上でございます。
(報告第3号 農地等の現況に係る照会に対する回答について)	
議 長	続きまして、報告第3号 「農地等の現況に係る照会に対する回答について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。
事 務 局	法務局及より2件の照会がございました。 番号1番、地目、畑から雑種地への変更。現況地目を確認し、非農地であったことから、令和8年5月27日付で会長専決処分により回答いたしました。

	番号2番、地目、畑から宅地への変更。現況地目を確認し、非農地であったことから、令和8年6月8日付で会長専決処分により回答いたしました。 以上でございます。
議 長	それでは、以上で議案の審議及び報告を終わります。
議 長	続きまして、その他でございますが、私のほうから報告いたします。 本年度の農業者年金加入推進部長についてですが、昨年度に引き続き、9番 箕輪美代子 委員、15番 井川栄 委員にお願いいたします。 本年度も、昨年度同様、15名の目標達成できますよう、各農業委員と情報交換や加入推進活動の働きかけ、サポートを積極的にお願いたします。
議 長	そのほかについて何かありましたらお願いいたします。
菅谷美尚委員	すみません。蒸し返しになってしまうみたいなのですが、5条の案件で太陽光のあれがあったと思うのですが、今まで太陽光は畑の真ん中とか、そういうところにやっている部分が多かったと思うのですが、今回の案件はこれ住宅地の中なのですね。これは反射光とか反射熱の関係のあれは問題ないですか。
事 務 局	今のご質問に対してなのですが、農地法上そういったような反射光とか反射熱に対しての影響というのはちょっと見たりはしないのですね、許可基準の中で。立地基準と一般基準というところの2本立てを中心に確認していくので。あとは、生活環境課のほうの太陽光の条例の中で環境的な部分で見れるところは見ているような形なのかなとは思いますが。あとは、周辺住民の同意という部分でも環境課の条例の中で住民説明とか、そういったところをやっている部分あるので、農地法上はないです。
菅谷美尚委員	分かりました。でも、これ住民説明というのはしているの、この会社って。
事 務 局	住民説明のほうは生活環境課のほうの条例の中でやっている。ただ、説明会か、もしくは通知を送って終わる場合もあるので。

議 長	
菅谷美尚委員	
議 長	ただ、住民説明会を行って、鉾田はそういう条例ができているものだから、ほかの市町村よりは厳しくなっていると思います。
菅谷美尚委員	今までにこういう市内というか、住宅地の中にやっている案件はあまり見たことがないので、それでちょっと質問させていただきました。ありがとうございます。
議 長	そのほかどうでしょうか。 (発言なし)
議 長	なければ、以上をもちまして議事日程を全て終了いたします。慎重審議ありがとうございました。 以上をもちまして、鉾田市農業委員会6月定例総会を閉会いたします。 午後3時25分 閉 会 署 名 人 議長(会長) 9 番 委 員 10 番 委 員

